

マックスプランク外国・国際社会保障法研究所の概要

(Max-Planck-Institut fuer auslaendisches und internationales Sozialrecht)

1. 研究所の課題と歴史

研究所は、定款に従って、外国および国際社会保障法の分野に専心してきた。

1972年に当時の連邦社会裁判所長官であったゲオルグ・ヴァンナガットがマックスプランク国際社会保障法研究所の創設を提案した2年後、マックスプランク協会は、国際・比較社会保障法のためのプロジェクトチームをミュンヘンに設置した。このプロジェクトチームは、1976年にその活動を開始した。このプロジェクトチームを率いたのがハンス・ツァッハー教授であった。当初は5人、後に6人の研究者が研究に従事した。当初予定された期間の経過した後、マックスプランク外国・国際社会保障法研究所への改組が決定され、1980年に実現した。

研究所は、1980年1月1日に創設されてから、ハンス・ツァッハー教授が率いていたが、1990年にマックスプランク協会の理事長に就任した後も研究所の所長を兼任していた。その後1992年2月1日に、男爵ベルント・マイデル教授が研究所の所長に就任した。2002年7月31日にマイデル教授が退官した後、2002年9月1日からはウルリッヒ・ベッカー教授が研究所の所長を務めている。

2. 研究所の構成

研究所で研究に従事する研究員は、種々のヨーロッパおよびヨーロッパ以外の諸国における社会保障法および社会政策の展開を注視し分析するとともに、これを補充するために国際機関に関する研究も担当している。それぞれの国の社会保障法は専ら国内法として形成されているから、それぞれの特徴的な社会的・経済的・文化的背景が法律の理解には重要であり、この意味において、多くの研究員たちが長年にわたって獲得してきた専門的知識が成果を挙げてきた。ただし、新しい研究員の採用に当たっては、諸外国における社会保障法が研究に値し、多様な改革過程が特別な意味を得られることが重視され、またヨーロッパ化および国際化のプロセスに基づく観点も少なからず意味を持つことになる。さらに自明のことながら、外国法の知識は、個別のプロジェクトに外国人研究者を入れて、あるいは外国の協力機関とのプロジェクトの実施によって補充されている。

3. 研究の重点

研究所における現在の研究の重点は、ヨーロッパ統合プロセスの学術的指導、とくにEUにおける人の自由な移動を実現するために必要な調整規定の近代化、および各国の社会給付システムのあり方と問題点について検討することであり、また物・サービスや資本の移動、ならびに人の移動に伴う国際化による社会保障のあり方についても研究している。さらに、発展途上国を含む多くの国における改革プロセスに関連して、経済・社会の変化、人口構造の展開、社会構造の変化、労働市場の柔軟化などの研究にも取り組んでいる。そのほか、障害者の社会参加などの今日的な特別なテーマにも取り組んでいる。

なお、研究所の図書館の蔵書は7万7千冊以上あり、とくに国際機関、EU、ドイツおよびその他の諸外国の社会保障法に関する書籍や雑誌が整っており、憲法・行政法・民法・労働法の基礎となる社会学・社会政策・経済学、あるいは法制史や法哲学に関するものも置かれている。

(2001年—2003年の活動報告書から抜粋)